



## 交通事故をゼロに！！

登下校の様子を見ると、ほとんどの子供は安全に歩行することができます。しかし、歩道のへりを歩いたり、信号をしっかりと確認しないで横断しようとしたりするなど、危険な行為がまれに見られます。命は一つしかないからこそ、失敗は許されません。先月行った交通安全教室で学んだことを今後もきちんと守るとともに、命を守る行動について考え、しっかりと実行してほしいと思います。

## つむじ風に注意

これからの時期は、気象条件によってつむじ風が発生することがあります。もし近くで発生したら、すぐ屋内に逃げ込むことなどを学校で指導します。御家庭でも話し合ってくださいと思います。



### <つむじ風が発生しやすい条件>

- よく晴れて、風が弱い時
- 時間帯は昼間(朝や夜はほとんど発生しない)
- 乾燥している
- 運動場や公園などの広い場所
- 近くに校舎やビルなど風向きを変える建物がある

## ◎ 自転車安全利用条例を御確認ください。

### (保護者等の責務)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

### (自転車損害賠償保険等への加入)

#### 第十四条

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

◎自転車損害賠償保険等への加入がお済みでない場合には、お早めに手続きをお願いします。